

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

日本版DBS

政府は子どもの性被害防止のため、英国の制度などを参考に保育所や学校などの子どもと接する職場に就く者に性犯罪歴がないことを確認する制度の導入を検討。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/21(月) 赤口 バドミントン世界選手権(デンマーク)

22(火) 先勝 BRICS首脳会議(南アフリカ)

23(水) 友引 処暑、新体操世界選手権(スペイン)

24(木) 先負

25(金) 仏滅 バスケットボール男子W杯(沖縄)

26(土) 大安

27(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/14(月)	32,060 ▼414	144.79 ▼0.99
15(火)	32,239 △179	145.80 ▼1.01
16(水)	31,767 ▼472	145.36 △0.44
17(木)	31,626 ▼141	146.22 ▼0.86
18(金)	31,451 ▼175	145.29 △0.93

インボイス制度の対応に関するQ&A

本年10月1日からインボイス制度が始まり、インボイス発行事業者の売手は買手(課税事業者に限る)の求めに応じてインボイスを交付する義務があり、買手は仕入税額控除の要件として原則、インボイス等の保存が必要となります。

◆ Q & A

Q. 10月1日以降に交付する請求書等からインボイス対応が必要?

A. インボイスの交付義務は「10月1日以降の取引」について生じるため、必ずしも10月以降に交付する請求書等から対応が必要となるわけではありません。例えば、9月中の取引について10月に請求書等を交付する場合、対応の必要はありません。

Q. 10月になっても登録通知が届かない場合は?

A. 10月までに通知が届かない場合、①取引先にインボイスの交付が遅れる旨を伝え、通知後に交付する、②登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す、③交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、登録番号を書類やメール等で知らせる、といった対応が可能です。

Q. 売手から登録番号のない請求書等を受領後、登録番号のお知らせ等が申告期限までに届かなかった場合は仕入税額控除を行うことはできる?

A. 事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できた場合は、仕入税額控除が可能です。

Q. 受領したインボイスの登録番号は取引の都度、確認が必要?

A. 取引の都度、確認が必要となるものではなく、例えば、新規取引は確認する、継続的な取引は都度の確認はしない、といった対応が考えられます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201531

令和5年度の地域別最低賃金の改定額は

令和5年度の地域別最低賃金について、先月に中央審議会が示した改定額の目安(全国加重平均41円の引上げ)などを参考として各都道府県の地方審議会が審議した結果、24県が目安を超える改定額を答申し、39円~47円の引上げとなりました。

これにより、答申された改定額の全国加重平均額は前年度比43円の引上げとなる1004円となります。

なお、答申された改定額は関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で正式決定され、各都道府県で異なりますが10月1日~14日までに順次発効される予定です。改定額や発効日を厚労省ホームページ等で必ず確認しましょう。

生成AIサービスの利用に関する注意喚起

個人情報保護委員会は、ChatGPTをはじめとする生成AIサービスが普及し利用者が急増していることを踏まえ、個人情報取扱事業者等に対して利用に関する注意喚起を行っています。

これは入力した情報について、サービス提供者がAIの学習データとして利用する場合、個人情報取扱事業者が個人データを入力すると第三者に個人データを提供したことになり、あらかじめ本人の同意を得ていない場合は個人情報保護法の違反となることから注意が必要です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

インボイス制度の開始に向けて特に留意が必要な事項（国税庁）

国税庁はインボイス制度が開始される令和5年10月1日が迫っていることを踏まえ、「インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項」を公表しました。

◆登録申請期限

Q. 10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

A. 9月30日（土）までに提出する必要がある。e-Taxは9月30日の23:59:59まで、郵送は9月30日の通信日付印のあるものまで、窓口提出は9月29日の閉庁時間（17時）までです。

◆インボイスの交付対象時期

Q. インボイスの交付義務が生じるのは、いつの取引からとなるのか？

A. 令和5年10月1日以降の取引についてインボイスの交付義務が生じます。具体的には以下の日が10月1日以降になる場合に交付義務が生じるため、必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならないわけではありません。

- ・モノの販売：出荷日、相手方の検収日など、引渡しの日として合理的な日
- ・サービスの提供：物の引渡しを要する場合は目的物の全部を引き渡した日、物の引渡しを要しない場合は役務の全部を完了した日

【具体例】

①9月中の取引について10月に請求を行う場合⇒インボイス対応の必要はありません。なお、9月以前にインボイス対応すること自体は問題ありません。

②9月中に請求書を出し10月に納品を行う場合⇒インボイス対応の必要があります。この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

◆10月1日に登録通知が届かなかった場合の対応

【売手の対応】

Q. 10月1日までに登録通知書が届かない場合、どうインボイスを交付するか？

A. ①事前にインボイスの交付が遅れる旨を相手方に伝え、通知後にインボイスを交付する、又は②通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す、又は③通知後にすでに交付した登録番号のない請求書等との関連性を明らかにした上で、書類やメール等で登録番号を知らせる、といった対応が可能です。

※登録番号は「T（ローマ字）＋数字13桁」となり、法人の場合は「T＋法人番号」です。個人事業者等の場合はマイナンバーは使われず事業者ごとの番号になります。

Q. 事後交付が困難な小売店などはどう対応するか？

A. 事前に事業者のHPや店頭でインボイスの交付が遅れる旨を知らせた上で、通知後に①HP等で登録番号を掲示し、インボイスが必要となる相手方にそのページを印刷するなどの方法でレシートと併せて保存してもらう、又は②買手側からの電話等により登録番号を知らせて、その記録をレシートと併せて保存してもらう、といった対応があります。

【買手の対応】

Q. 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除は可能か？

A. 事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うことができます。この場合、事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です。

※保存できなかった場合は、翌課税期間に仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

◆受領したインボイスの適正性の確認

Q. 売手から受領したインボイスの登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

A. インボイスの適正性（番号が有効かどうか）は、事業者において確認する必要がありますが、全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、例えば、新規取引先との取引の場合は確認する、継続的に取引がある企業との取引の場合は都度の確認はしない、といった取引先との関係性や取引の継続性などを踏まえ、頻度等を判断することになります。

※簡易課税制度又は2割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった方の納税額を売上税額の2割とする措置）を選択する事業者や、少額特例（一定規模以下の事業者に対して1回の取引金額が税込1万円未満の課税仕入れは帳簿の保存のみで仕入税額控除を認める措置）が適用される取引は、仕入税額控除にインボイスの保存は必要ではないため、買手側の対応は不要です。